

令和7年度
美原の里 事業計画

理 念	・利用者が安全に、安心して暮らせる施設作りを目指す。 ・利用者がお互いに気楽に暮らせる生活の場にする。 ・元気な利用者がもっと元気に活躍し、社会復帰が出来るよう支援する。
目 的	利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権の尊重と健康で文化的な生活を保障すると同時に、利用者の幸福の追求とその人らしい豊かな生活の実現の支援を最大限努めることを目的とする。 理念をキーワードに、利用者の健康や食生活に気を配りながら、体力や能力、さらには個々人のニーズを汲み、利用者本位の生活の場を目指す。また、品質管理マニュアルを活用し、質の高いサービスを提供できるよう施設運営を進める。
基本方針 (品質方針) 支援目標	利用者に自立の心と生きる喜びを与えられるよう、職員一同とともに、次の方針を設定し社会貢献ができるように支援にあたる。 1) 利用者一人一人が豊かな生活を送れるように、心を込めて支援する。 ① 豊かな生活を目指して、心のこもったきめ細やかなサービスを提供する。 ② 利用者とのコミュニケーションを深め、バランスの取れたサービスを提供する。 2) 職員自らの役割を考え、利用者のニーズを受けとめたサービスを提供し、一人一人の人権と主体性を尊重した生活を支援し、満足度を高める。 3) 変わりゆく時代の要請に十分応えうる施設運営を全員参加で推し進める。 4) 利用者の人格を尊重し、創意と工夫を持って、体質改善と目標達成に努める。
行 動 指 針	クレド（目的を達成する為に規範となる行動を定めた行動指針）カードを作成。クレドカードを常に携帯できるようにします。また、日々の業務・行動において意識し浸透に努めます。 ◎ミッション 『笑顔あふれる空間の創造と、自立を促すサポートに真心を込める』 ◎ビジョン 『「志事（しごと）」にやりがいと誇りを持ち、人に愛され信頼される施設を目指す』 ◎バリュー ●ひたむきに利用者目線で行動し、笑顔と根気でハートとハートがつながるコミュニケーションを図る ●小さな失敗を恐れずに、まずは一歩踏み出す。 「文字をかき、汗をかき、恥をかく」 ●現場・現物・現実の三現主義 「改善できるかも？」と視点を常にもつ ●自分の意見を押し付けず、柔軟に周りの意見を取り入れ、報連相を大切に、思いやりと助け合いの気持ちで行動する ●スタッフ全員がやりがいを持ち、輝かしく働ける環境を目指し、上下関係を超越して忌憚のない意見を言い合える職場を目指す

個別支援計画	個別支援計画の内容充実と評価に努め、個々のニーズに対応できる適切な支援を行う。
地域生活 移行支援	居宅生活訓練事業を実施。社会復帰が可能な利用者へ、一定の期間 1 人暮らしを体験してもらい、地域生活への移行を具体化する。 通所事業の次年度実施に向けて準備を進める。
保健衛生	1) 施設内での日常生活における健康管理に万全を期し、病気の予防に努めるとともに、早期発見と早期治療に努める。 2) 慢性疾患に対しては、自分のこととして認識できるよう、より身近な動機付けに努める。 3) 観察を重視し、他職種との情報交換を密にし、利用者の心身の変化を早期に受容するとともに精神的援助に心がけ、より適切な看護の実践に努める。
給 食	1) 施設内栄養基準量及び施設内食料構成を毎年 4 月に作成し、食料構成に基づく栄養基準量を確保する。 2) 利用者の障害・身体の状態に応じて考慮するとともに、楽しい食事ができるよう、委託業者と協力のもと食堂の設備・雰囲気作りに留意する。食堂は、栄養の所管とする。 3) 栄養士は、嗜好調査の実施・生活習慣病対策も意識し、定期的に協議する。 4) 厨房については、常に清潔を旨とし食品衛生と厨房自体の衛生管理に努める。
地域貢献事業	1) 社会福祉施設であることを認識し、施設の紹介・見学等の機会の設定に努めるとともに、依頼があれば可能な限りボランティアの受け入れを行う。 2) 地域との交流を密にし、地域に根ざした施設になるよう努力する。 3) 美原の里自身が地域の社会資源として機能するよう努める。
生活困窮者 支援	全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り組みその達成度を高めていく。 ・生活困窮者への相談支援事業（一時入所）
防災対策	1) 定期的に防災・避難訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。また、この時、所轄の消防署の指導を受けるほか、防災教育も行う。 2) 防災対策として、居室での喫煙は厳禁とし、所定の場所においてのみ喫煙を許可する。 3) 応急手当の技能の向上と意識を高める為に、普通救命講習の研修を実施するとともに、A E Dを使用した研修を行い、技能の習得に努める。 4) 自然災害などのリスクを軽減し事業の継続を行うため、事業継続計画（BCP）を作成し「安心・安全」の生活が維持できるよう努める。

苦情解決	利用者が表明する苦情は、自分の希望する生活に対する意思表示の一形態であると認識し、施設が実施する事業に関する利用者からの苦情に対し、適切な解決に努めるとともに、基本方針にそった適切な福祉サービスが提供できるよう努める。
リスク マネジメント	利用者の安全・安心・安寧を保障するために、リスクマネジメントは必要不可欠のものである。施設内で委員会をおき、マニュアルの作成や運用、ヒヤリハットの収集や分析を行い、事故の防止や再発防止に努める。
人権問題 虐待対策	利用者の人権や権利擁護の視点に立って支援することを目的とし委員会を設置する。障がい者虐待防止チェックリストを活用し、虐待防止に向けた体制の整備や職員の意識の向上を図る
個人情報保護 情報公開	個人情報保護規程を制定し、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。ホームページを利用し、施設の概要・事業計画などを公表し、施設運営の透明性を図る。
退所後の 支援	地域社会における自立支援の継続、及び生活の質の向上の支援に努める。 退所後の支援を有意義に行っていく為に、地域の社会資源と積極的な連携を図るとともに、必要があれば社会資源の開発行う。 ・地域移行支援事業～退所後、定期的に訪問又は電話にて近況を伺い、必要な支援があれば実施する
実習生 受け入れ	実習生の受け入れを実践の再検討を行なうよい機会として捉え、依頼があれば可能な限り受け入れを行う。
職員の 資質向上	1) 業務に対する能力を高め、利用者へのサービスにつながるよう努める。 2) 安全・安心のサービスを提供し、施設内の災害防止に努める。 3) 職員間のコミュニケーションを大切にし、チームワークの充実に努める。 4) 外部研修やセミナーに積極的に参加し職員の資質・意欲の向上を図る。 5) 各種の研修報告や新人職員への研修、また、関係グループと情報交換の為の内部研修を行い、総合的にスキルアップができるよう努める。 6) 報告・連絡・相談を確実にし、自らの責任とルールを守る。 7) 常に専門的知識と技能を取得し、仕事に対する責任と資質の向上に努める。
職員研修	社会福祉従事者として、日々の研修に励み専門職としての自覚を深め更なる飛躍を望む事は施設サービスの向上となり、利用者の豊かな生活づくりに必要不可欠である。各種の研修機会を設ける事や外部研修への参加し職員育成に努める。 ①内部研修 毎年度、事業計画内に研修テーマを定め、研修を進めていく。 必要に応じて臨時のテーマを決め、職員間での最新情報の共有し、様々な事態に備え体制を強化していく。

	<u>②外部研修</u> 各種団体が開催する研修に積極的に参加する。 希望のテーマの研修があれば配慮するが、平均的な知識やスキルを身につける為にも、均等に参加できるよう努め、経験年数に応じて研修参加を振り分ける。 (1) 新人研修 (2) 中堅職員 (3) 上級職員 (4) 管理職 <u>③報告・伝達研修</u> 内部研修・外部研修ともに、研修後は速やかに報告書を提出する。不参加の職員に対しても内容が分かりやすいように工夫する。 研修報告が回覧では十分に伝わらない場合は、伝達研修などを実施するなど配慮する。研修報告や伝達研修などの設定に関しては、リーダー・総括リーダー・研修担当職員が中心となっていく。 <u>④評価・分析</u> 報告書や伝達研修の内容を踏まえ、研修の成果などを分析する。また、必要に応じて管理職による面接や聞き取りを行い、次回以降の研修につなげていく。
福祉サービス 第三者評価	第三者評価の実施に向けて委員会を設置。1 回目の実施より年数が立っている為、見直しや再検討を行い、出てきた課題は、全職員で改善にむけて取り組む。

◇生活支援係◇

① 生活支援係業務

美原の里における相談業務・ケア業務内容を、

(1)利用者への支援 (2)日常業務 (3)業務の運営・管理 (4)退所後の支援 (5)地域生活移行支援 とする。

1)利用者への支援

- 1、個別支援計画の策定・実施及び見直しを定期的に実施する。
- 2、衣食住のより調和の取れた内容の提供とともに、「個別ニーズ」に見合った支援サービスは、各利用者に応じて決め細やかな視点を持って提供する。
- 3、利用者の満足度の調査・意見交換の場として、次の取組みを行い満足度の向上とニーズを把握し利用者支援に活かしていく。

① 毎月1回～懇談会 ② 居室単位での集い ③ 毎朝ラジオ体操後の朝礼（各フロアごと）

2)日常業務

- (1) 利用者の生活に必要な支援に関すること
- (2) 利用者の援助記録の整備保管に関すること
- (3) 利用者の入所、退所、その他の変更、移動手続き事務に関すること
- (4) 利用者の調査、統計に関すること
- (5) 利用者の死亡に伴う遺留金品等に関すること
- (6) 利用者の作業に関すること
- (7) 利用者への貸与品、支給金の受払い事務に関すること
- (8) 利用者の年金、日用品費及び預り金の管理保管に関すること
- (9) 利用者の生活保護法事務に関すること
- (10) その他、利用者の養護及び家族等への連絡調整に関すること
- (11) 利用者の行事、催し物に関すること
- (12) 利用者の教養、娯楽に関すること
- (13) 利用者の相談、苦情に関すること
- (14) 利用者の情報開示に関すること
- (15) 施設内の秩序に関すること
- (16) その他利用者の日常生活の援助に関すること

3)業務の運営・管理

生活支援係として求められる業務は多種多様である。それらをスムーズに行うには、何が
必要か、何をすべきかを常に考え業務を行なう。

4)退所後の支援

地域移行への不安やストレスを少しでも軽減し安心して地域生活を送れるよう、また、
施設→地域（地域資源）へとスムーズに移行（適応）していけるよう地域の機関と連携を図
りながら支援していく。

② 作業

利用者個々のニーズに基づき提供する、日中の活動の場の一つとして位置づける。
作業に参加することによって、生産活動の喜びと利用者個人の生きがいの一つになるよう、
また、社会復帰への意欲向上につながるよう支援をしていく。

□ 所内作業

□ 外部実習

③ 各種行事

楽しみの創造と動機づけ、社会見聞を広げるために、レクリエーションを企画し、実施し
ていく。

□ 年間行事

□ 誕生会（リクエストメニュー）

□ クラブ活動・ふらっとさん

クラブ活動⇒各月1回開催

・書道クラブ ・フラワーアレンジメントクラブ ・茶道クラブ

ふらっとさん⇒毎週火曜日

・玄関やロビー、食堂など季節に合わせた飾りつけの作成 ・カラオケクラブ

□ 利用者自己負担によるレクリエーション

④ 実習生の受け入れ

今後の福祉に役立つ人材を育てるお手伝いをするとともに、実習生を指導することによっ
て、スタッフ個々が自己を研鑽するいい機会として捉え、業務に支障がない限り、積極的に
受け入れることとする。

(年間行事・クラブ活動)

	年間行事	書道クラブ	フラワーアレンジ	茶道クラブ
4 月	お花見 I 泊レク 美原病院春まつり	毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
5 月		毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
6 月		毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
7 月	セタ会	毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
8 月	PL 花火大会 日帰りレク	毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
9 月		展示用作品制作	アレンジメント講習	お茶会
10 月	里まつり	毛筆の練習	里まつり用アレンジメント作成	お茶会
11 月	日帰りレク	毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
12 月	クリスマス会	お正月用作品制作	クリスマス会用作品制作	お茶会
1 月	新春レク	書き初め会	アレンジメント講習	新春お茶会
2 月	地域交流事業	毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会
3 月		毛筆の練習	アレンジメント講習	お茶会

職員研修

①外部研修

【目的】最新の技術と知識を身につけ、より適切な援助を行えるようになる

担当機関	研修内容
府社協	集団指導者養成教室・人権活動推進研修会協議会総会
	人権活動推進研修会・成人・こづ 部会栄養士合同研修会
	成人・こづ 部会看護職員等研修会・成人こづ 部会看護職員等研修会
	府外研修会・成人施設課程（応用コース）・労働セミナー
近救協	人権擁護取組みに関する研修会・近救協（三重県大会）
	個別支援計画研修会・精神障害者実践支援講座・ケース事例検討研修会
全救協	経営者、施設長会議・総会
	福祉サービス研修会・救護施設機能を高める研修会
	地域生活支援関係事業実施施設等連絡会
	暴力被害者支援スキルアップ講座・全救協
堺市人権教育推進協議会	同和・人権問題啓発研修
	人権教育セミナー
	企業トップ人権啓発研修会
堺市健康福祉政策部	感染症予防講習会
その他	施設指導監査説明会・特定給食講演会・年末調整説明会
	個別支援計画現場実習・高次機能障害支援事業関係職員研修会
	民間共済会福祉医療機構実務研修・新会計基準セミナー

②内部研修

【目的】 美原の里の職員として、適切な職能を身につける

【目標】 ・福祉職として必要とされる職能を身につける

・福祉職として必要とされる倫理観を身につける

・社会福祉分野で仕事をする「自分」を振り返り、現状を考え将来を考える

【実施内容】 ケース検討・支援に関する知識の習得を目指す

	内 容
4 月	事例について考える 今年度、内部研修で考える事（ケース検討会・発表）
5 月	ケース検討会
6 月	ケース検討会 虐待防止自己チェックリストの記入①
7 月	ケース検討会
8 月	ケース検討会
9 月	ケース検討会・発表
10 月	ケース検討会
11 月	ケース検討会
12 月	ケース検討会 虐待防止自己チェックリストの記入②
1 月	ケース検討会
2 月	ケース検討会・発表
3 月	ケース検討会

◇給食係◇

1. 給食は、厚生労働省が策定した日本人の食事摂取基準を参照し、施設内栄養基準量及び施設内給食構成を4月に作成し、食料構成に基づく栄養基準量を確保する。
2. 給食委託業者と協力し、利用者の障害・身体の状態に応じ、季節感や行事食等を取り入れ変化に富む献立とを工夫する。
・お鍋会 ・クリスマス会 ・リクエストメニュー（月1回） ・バイキング（月1回）
3. 食堂は栄養士の管轄とし、楽しい食事が出来るよう食堂の設備・環境作りに努める。
4. 栄養士は、嗜好調査の実施・生活習慣病対策についても職員・給食委託業者と連携し協議する。
5. 厨房は、食品衛生と厨房内衛生管理に努め、調理従事者は健康管理と調理技術の向上に努める。

◇医務係◇

利用者が健康でその人らしい豊かな生活を送れるよう支援する。

1. 利用者の健康支援

・定期健診

血液検査・検尿・心電図	年 2 回
胸部レントゲン	年 1 回 ～ 3 月頃
視力検査	年 1 回 ～ 8 月
聴力検査	年 1 回 ～ 8 月
身長測定	年 1 回 ～ 8 月
体重測定	} 月 1 回
血圧測定	

*降圧剤・昇圧剤を服用している利用者に対しては適宜測定

・毎月検査 糖尿病・血中濃度測定の必要な利用者対象に第3週目(木・金)に血液検査・尿検査実施。心電図の必要な利用者対象に第3週目(金)に心電図検査実施

・40歳以上の利用者対象に年1回 胃透視・胃カメラの実施(利用者の誕生日)

・新入所者健診

血液検査・検尿・心電図・腹部エコー・胸部レントゲン・頭部CT・身長測定
体重測定・血圧測定・脳波検査(必要時)

2. 日常生活における健康支援

○利用者一人一人に対する観察を行い、常日頃から利用者の健康状況を把握するよう努める。また、慢性疾患を持つ利用者も多いので、生活支援係スタッフとの協議をもとに、利用者の主治医と相談しながら、利用者が健康で生活が送れるよう支援する。

○日常生活上で起こりうる些細なけが等に対して、必要な処置を行なう。

○加齢に伴う握力の低下、また白癬による爪の肥厚などで自己にて爪を切れない利用者に対し、爪きり援助を行う。白癬・変形・外反母趾などを把握し、必要であれば主治医に相談・指示を仰ぐ。

○急な発熱等、適切な対応を行い、受診の必要があると判断した場合、生活支援係スタッフと協議し、対応する。

○生活習慣病に対して理解と協力を求めると共に生活習慣病を予防する取り組みを行う。
(散歩・医務だより・糖尿教室など)

○感染症(インフルエンザなど)の発生時には、二次感染を防ぐ為に全職員・利用者に協力を求める。(手洗い・うがい・マスクの励行・居室移動など)

3. 利用者の受診支援

スタッフと連絡を取り合い、利用者が必要な診察を受けられるよう支援する。

利用者が新規で受診する必要がある場合、主担にその旨を報告し、協議・調整を行う。

その内容によっては、利用者単独・看護師同行・スタッフ同行での受診支援を行なう。

4. 利用者の服薬支援

生活支援係スタッフとの協議をもとに、服薬支援を行なう。問題がある場合は、全職員で検討し、支援を行っていく。

5. 職員の検診の調整と書類の管理

年2回ある職員の検診の日程調整と、書類の管理を行なう。

6. 医務室の管理

7. 他職種との連携

美原の里には様々な職種が存在し、それぞれがそれぞれの立場で利用者への支援を行なっている。それぞれの存在なくしては利用者への支援は成り立たない。互いに連携を取り合って、利用者支援を行なっていかなければならない。